

あまししょうきんはたち きしんじょう
【尼昌欽畠地寄進状】

(端裏書)「九てうのはたけのきしん状」
(条) (畠) (寄進)

奉_二寄進_一畠事

合_二壹段_一者

在所見_二
本券_一、

右畠者、為_二尼昌欽相伝私領_一之間、

為_二七条河原口御道場_一 号_二金光_一寺、御灯

明、相_二副手_一継証文等、所_レ奉_二永代

寄進_一候也、若_二背_二此旨_一子孫之中

有_二違犯之輩_一者、可_レ被_レ申_二行罪科_一、

仍為_二後日_一、寄進之状如_レ件、

(二三八〇)

康暦二年十一月十八日 尼昌欽(花押)